

佐伯市ホームページ管理規約

(目的)

第1条 佐伯市ホームページは、佐伯市に関する情報を発信するための媒体として、広く利用者の利便に供することを目的とする。

(管理)

第2条 佐伯市ホームページの管理は、総務部秘書広報課広報係で行う。

(掲載内容)

第3条 佐伯市ホームページには、次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 佐伯市に損害を与え、または佐伯市の信用を失墜させかねない内容を含むもの
- (2) 法令または条例等に違反するもの、または違反のおそれがあるもの
- (3) 第三者を誹謗、中傷するもの、また、第三者に不利益を与えるもの
- (4) 公序良俗に反するもの、また、そのおそれがあるもの
- (5) 選挙運動またはこれに類するもの
- (6) 宗教活動や意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で対象とする営業に関するもの
- (8) 容量の都合で掲載できないと判断されるもの
- (9) 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含むもの
- (10) 第1条の目的を逸脱したもの
- (11) その他、市長が適当でないと認めるもの

(佐伯市ホームページへのリンク)

第4条 他のホームページから佐伯市ホームページへのリンクは、原則自由とする。ただし、リンク元のホームページ運営者と内容はついては、市は一切無関係であり、いかなる責任も負わないものとする。

(他のホームページへのリンク)

第5条 市は、国・県・市町村、公的機関が開設するホームページへリンクを行う。また、各課の業務内容により他のホームページへのリンクが有益であると判断される場合は、別にリンクを行う。なお、リンク先のホームページが第3条各号のいずれかに該当する内容を含む場合はリンクを行わないものとする。

2 リンクを設定する場合は、相手先がリンクフリーの場合を除き、相手先が指示した手続きにより承認を得て行う。

(リンクの解除)

第6条 佐伯市は、次の各号の場合、リンク先ホームページの管理者に通知することなくリンクを解除することができる。

(1) リンク先ホームページの内容が第3条各号のいずれかに該当すると佐伯市が判断した場合

(2) その他、リンクすることが不適当と市長が判断した場合

(免責事項)

第7条 利用者がページの情報を用いて行う一切の行為について、市はいかなる責任も負わない。

2 リンク先ホームページによって生じたいかなる損害は、当該ホームページ運営者において解決するものとし、佐伯市は一切責任を負わない。

(規約の変更)

第8条 佐伯市は、何人の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和2年3月10日一部改定